

第7 障害者支援の総合的な推進

障害があっても当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障害者制度改革の検討を進めることと併せて、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者への支援施策の推進等を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害者支援の推進

1兆1,904億円(1兆901億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 6,492億円(5,719億円)

障害者等が地域で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを計画的に確保する。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施 460億円(440億円)

移動支援やコミュニケーション支援など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。

また、障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備として、市町村による地域移行推進重点プラン(24時間緊急対応や緊急一時的な宿泊等、障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプラン)を作成するとともに、これに基づき、面的な障害者の地域生活支援体制の整備を進める。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 2,106億円(1,954億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

※ 自立支援医療の利用者負担のあり方については、年末に向けて引き続き検討する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備 136億円(124億円)

障害者の地域移行・地域生活支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の日中活動に係る障害福祉サービスの基盤整備を推進する。

また、障害者の住まいの場であるグループホーム等の緊急整備を図る。

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.7億円(4.7億円)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や24時間体制の相談窓口の設置、

関係機関職員への研修等による支援体制の強化を図る。

(6) 全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の実施

4.2億円

制度の谷間のない「障害者総合福祉法」(仮称)の検討や施行準備の基礎資料とするため、障害児・者(これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。)の生活の実態とニーズを把握するための調査を実施する。

(7) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(仮称)の実施

(新規)(再掲・56ページ参照)

21億円

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

303億円(282億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問による支援)体制の確立

(新規)

16億円

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の者、治療を中断している重症の患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する者への研修等を実施する。

(2) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

6.7億円(17億円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向けて行う準備への支援などを行う地域移行推進員の配置などにより、精神障害者の退院促進及び地域定着に向けた事業を実施する。

(3) 認知行動療法の普及の推進

98百万円

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法の普及を図るため、従事者の養成を拡充する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(4) 精神科救急医療体制の整備

20億円(23億円)

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、精神科救急医療施設における空床確保を進めることにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(5) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保 254億円(235億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

3 発達障害者等支援施策の推進

7.8億円(7.5億円)

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立 2億円(2億円)

自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある者及び家族に対し、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、都道府県、指定都市において、ペアレントメンターの養成とその活動をコーディネートする者の配置、アセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等を行う。

※ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談に乗ったり、助言を行ったりする者のことをいう。

※アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のことをいう。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

3.9億円(5.4億円)

発達障害者一人一人のニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

また、発達障害支援施策に関し、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村を指定し、その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全国的な取組の促進を図る。

さらに、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3) 発達障害者等の支援のための巡回支援専門員の整備(新規) 1.6億円

発達障害等に関し正しい知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

(4) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 29百万円(12百万円)

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対す

る情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、新たに高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、全国連絡協議会、シンポジウム等の普及啓発活動や情報の収集・提供を行うとともに、都道府県の支援拠点機関に対する指導・助言を行うなど、中央拠点として総合的な支援を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進(再掲・43ページ参照)

238億円(230億円)

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1)雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等 | 79億円(81億円) |
| (2)障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化 | 27億円(21億円) |
| (3)障害者の職業能力開発支援の強化 | 59億円(60億円) |
| (4)「工賃倍増5か年計画」の着実な推進 | 6億円(7.9億円) |

都道府県や事業所が行っている効果的な事業の促進及び複数の事業所による共同受注窓口組織の整備に対する補助を行う。

また、平成23年度は、工賃倍増5か年計画の最終年度にあたることから、各都道府県においてこれまでの取組の検証を行う。